

# 拘禁二法案

## 対策本部ニュース No.84

2003年4月1日

### 主な内容

- ☆名古屋刑務所問題の新たな展開…………… 5
- ☆受刑者処遇勉強会  
第14回ワーキンググループ会議報告…………… 5
- ☆「刑務所・拘置所110番」実施報告…………… 6
- ☆川崎拘置支所設置で法務省と川崎市に要請… 6

●このニュースについては  
拘禁二法案対策本部までお問い合わせください●

## 名古屋刑務所問題の新たな展開

拘禁二法案対策本部委員 田原 裕之(名古屋弁護士会)

名古屋刑務所事件については、2001年から2002年にかけて発生した3件の死亡・重傷事件に関する刑事手続きが始まった。以下では、2月28日になされた当時の名古屋刑務所長外に対する処分、3月5日になされた「行刑運営に関する調査検討委員会」(以下、行刑調査検討委という)に対する法務大臣指示を紹介したい。なお、この問題については、「法律新聞」に拙稿を掲載していたので、詳細は、同紙3月14日号、3月28日号を参照していただくこととし、できる限り重複を避けて述べることにしたい。

### ◆事態の徹底的究明を

2月28日の関係者への行政処分は、当時の名古屋刑務所長外合計11名に最高停職3カ月の処分を課したものである。2月28日付日弁連会長コメントでも触れられてい

## 名古屋刑務所事件における関係者の処分に関する日弁連コメント

日弁連及び各弁護士会は、刑務所や拘置所の被拘禁者からの人権救済申立に対し、法務省や各地の刑務所等に警告等を出し、人権救済のために努力してきた。

今回の処分は、これまで、ほとんど顧みられなかった刑務所・拘置所における人権侵害の事実を認めたものである。

刑務所内で発生した一連の事件の重大性と、今後の処分を関係者は真摯に受け止め、必要且つ十分な再発防止策を講ずるよう、強く求めるものである。

るが、今回の処分は、従来ほとんど顧みられなかった刑務所における人権侵害の事実を認めたものである。しかし、今回の処分は、概ね「真相解明を怠った」との言わば不作為を処分したものであり、事件発生後、名古屋刑務所が「自傷事案であり問題はない」と虚偽報告をしていたこと、名古屋地検での捜査が開始された以降になされた組織的な証拠隠滅行為の責任は問われていない。

また、①名古屋刑務所における革手錠使用件数が、2001年以降に急増していること、府中刑務所、大阪刑務所に比しても突出して多いこと、②名古屋刑務所における他の負傷事件、③全国の過去10年分の死亡事件については、未だその詳細が明らかにされておらず、徹底した真相解明が求められる。

### ◆法務大臣指示のもつ重要な意義

具体的には、本年2月20日発表の当連合会会長声明で提言した以下の点を実現し、制度改革を含む監獄法の全面改正をおこなうべきである。

- (1) 現在発覚している名古屋刑務所における事件について、独自に調査を遂げ、その結果を速やかに公表すること。
- (2) 保護房への収容については、その収容要件を抜本的に再検討すること。
- (3) 革手錠の使用を廃止すること。

3月5日、森山法務大臣は、行刑調査検討委(本年2月13日発足。委員長は但木法務事務次官)に対して、大臣指示をした(全文は法務省のホームページで公開されている)。その内容の骨子は以下のところにある。

第一に、革手錠廃止に踏み込んだ。大臣指示の後に行われた但木事務次官の会見では、6カ月後に廃止するとされている。遅きに失したとはいえず、廃止への方向を踏み出したものであり、大いに評価したい。一方、大臣指示は6カ月の間に代替方法を検討することとしており、この代替手段の検討にあたっては、弁護士会やその他外部の意見を十分に反映させることが必要である。

第二に、救済申立を矯正局から独立した体制で処理することの検討を指示している。これは、一歩前進であるが、なお、法務省内組む必要がある。また、これらの実現に向け、当連合会と十分な協議を行うよう求める。

人権侵害の温床となりやすい刑務所・拘置所については、当連合会と各弁護士会では「刑務所・拘置所110番」を実施するなどとして、人権侵害の状況の把握とその改善のための活動に、さらに取り組む所存である。

2003年 2月28日  
日本弁護士連合会  
会長 本林 徹

織としている点で限界があり、法務省からも独立した第三者機関の設置を求める必要がある。

第三に、「行刑関係者の常識と世間の常識の一致を求めている。第四に、「従来の常識や発想にと

らわれない大胆な方策の検討」を求めている。現在行われている日弁連と法務省との勉強会でも、法務省の説明は、「従来の常識や発想」にとらわれた現状の説明に終始していた。それではいけないと法務大臣も指示しているのである。

第五に、「刑務所の運営が国民と協働して行われるような改革」

を求めている。「近く設ける行刑改革会議の意見も伺う」とも述べている。この指示を実行していけば、密室行刑を打破する契機となりうる。

「行刑改革会議」には、久保井一匡前日弁連会長と太平光代会員が委員として参加することになった。日弁連では「行刑改革会議パ

ックアップチーム」を設置し、同会議の運営を注視しながらこの2名を最大限支援していく。

第六に、意識改革、人権意識の改善を求めている。ここでは、国連自由権規約委員会からのわが国に対する勧告の中で、自由権規約

に関する人権教育の徹底が求められていることが想起される。大臣指示では、現場職員を意識改革だけが問題にされているようにも読めるが、矯正局の幹部から人権教育、意識改革を行わなければ、現場の刑務官の意識も変わらないであろう。

以上の点で、今回の大臣指示は、まだ限界はあるものの、今後の行刑改革につながる重要な内容が含まれている。日弁連は、この大臣指示が真にあるべき行刑への改革につながるよう、従来にも増した建設的批判と提言を続けるべきである。

### 受刑者処遇勉強会

## 第14回ワーキンググループ会議報告

拘禁二法案対策本部委員 水野 英樹(第二東京)

2月14日、受刑者処遇勉強会第14回WGが開かれた。

### 1 名古屋刑務所刑務官の逮捕に 関連する質疑応答

冒頭、田原委員が、2月12日に名古屋刑務所の刑務官が新たに逮捕された事件に関連して、①人権擁護局長から法務省に対する意見書、②名古屋法務局長から名古屋刑務所に対する意見書がなされたことについて、これに対する法務省としての正式見解、②死亡事件についての調査結果、③調査特別チームの調査結果、④保護房収容に際しての革手錠廃止の提案の検討状況、⑤人権救済申立制度の改正の検討状況についての質問と、①全国の刑務所の死亡事件についての調査、②その調査に外部委員を加えることを申し入れた。

これに対し、吉野局付から、「強制捜査が始まったばかりであり、現時点では答えるべきではない」と考えている。特別調査チームの調

査結果や革手錠の検討結果等は、本日この場では答えられない。そもそも、検討結果の公表については、少数の有識者に対してこの場で回答するのがいいのかわ、広く国民に知らせるべきなのかわ模索している。今後全国調査をするか否かも回答できない」と実質回答拒否の回答がなされた。

この回答を受けて、日弁連委員から、「率直に意見交換をするのが勉強会の趣旨ではないか」と回答を迫ったが、法務省の口は堅く、有意義な意見交換はできなかった。

### 2 未決の取り調べ

加毛委員が未決の取り調べについて、就寝時間の検事調べへの不当性の指摘、取り調べの可視化を推進するべき、との報告を行った。さらに、キャリアアップの通過点として検事が矯正局長に就任しても、矯正のために勇気ある改革は行えないなどの弊害があるのでは、矯正局長に検事が就任することに

は問題があると指摘した。

### 3 死刑確定者の処遇

田鎖幹事が、死刑確定者の処遇(外部交通を除く)について、「心情の安定」を名目に多くの人が制約されていること、この不当性を指摘し、国際基準に則った処遇をすべきと報告した。

そして、西嶋事務局長が、死刑確定者の外部交通について、孫斗八事件判決後比較的自由になったにもかかわらず、昭和38年矯正局長通達で外部交通を制限する内容の通達が出され、さらに東京拘置所の取り扱いはこの通達原則と例外の取り扱いをも逆にして不当に厳しい制限をされており、この扱いの不当性を指摘した。

その後の質疑応答の中で、日弁連は外部医師の診断を積極的に受けさせることを提案したが、法務省は、第一的には身柄を預かっている国が医療も責任もつてやるとして、否定的な見解を示した。

# 「刑務所・拘置所110番」実施報告

拘禁二法案対策本部幹事 田鎖 麻衣子(第二東京)

名古屋刑務所における受刑者死傷事件を契機に、刑務所内における人権状況への社会的関心が飛躍的に高まったことを受け、当対策本部では、日弁連人権擁護委員会と共同で、全国の単位会に「刑務所・拘置所110番」と銘打ち、被拘禁者の人権状況に関する実態調査の実施を呼びかけた。日弁連・単位会を通じて初の試みである

すべきとの結論になった。具体的には、①3月3日から10日までの間の1日以上の日を、「110番」実施日として特設電話を設置し、元被拘禁者や家族等からの架電を待つ、②聴取事項は、保護房収容・革手錠使用、刑務官による暴行に関する事案を最低限の範囲とし、それ以外の領域(医療・外部交通・懲罰など)については各実施主体の判断に委ねた。その結果、36単位会と1地区連合会(近畿)の合計42弁護士会の参加を得て、全国から118件の電話(他に警察関係など約10件)が寄せられた。以下、具体的な内容を概観する。

A 保護房・革手錠・刑務官による暴行に関するもの 54件(うち、保護房関係26件、革手錠関係22件、暴行関係39件(重複を含む))  
事例は北海道から沖縄まで全国の38施設にわたり、死亡事案が2件含まれている。内容的には、①要件を満たさないのに保護房に収容したと思われるケース(10件)、②まったく無抵抗なのに革手錠を使用されたとの訴え(3件)、革手錠のベルトを緊縛されたとの訴え(4件)など、施設を問わず共通の訴えが多くあり、違法な保護房・革手錠使用・暴行事案が、日本の刑務所・拘置所に普遍的な問題であることを、改めて印象付けられた。

B 医療に関するもの 34件  
Aに次いで多く全体の約29%、全国32施設(刑務所19・拘置所13)にわたっている。保護房・革手錠・暴行事案以外を聴取事項とした弁護士会・ブロックが約55%の23会に過ぎなかったことを考えると非常に大きな数であり、また拘置所に関する訴えが多いのも特徴である。内容的には、①持病の治療をうけられなかった(11件)、②所内で発病したが治療を受けられなかった(7件)、③検査がなされなかった(3件)、④外部病院での治療を行わない(3件)などの訴えがあり、その結果死亡した事案が4件、失明した事案が2件と、刑務所・拘置所における医療体制の不備と深刻さが浮き彫りとなった。

C その他 懲罰に関するもの(11件)、外部交通に関するもの(6件)等  
なお、事例を問わず、不服申立に関しては、情願や所長面接も含まれた(7件)、③検査がなされなかった(3件)、④外部病院での治療を行わない(3件)などの訴えがあり、その結果死亡した事案が4件、失明した事案が2件と、刑務所・拘置所における医療体制の不備と深刻さが浮き彫りとなった。

## 川崎拘置支所設置で法務省と川崎市に要請

拘禁二法案対策本部事務局次長 森 卓爾(横浜)

1 人口120万人を超える政令指定都市である川崎市内には拘置所がない。そのため、横浜地裁川崎支部で裁判を受ける被告人は判決まで川崎市内の警察署の代用監獄に留め置かれるか、川崎支部から遠い横浜拘置支所に収容され、公判のつど時間を掛けて裁判所まで押送されているのが実情である。川崎市内に拘置支所を設置する必要はあることは司法関係者の一致した思いである。横浜弁護士会では、過去四回にわたり日弁連と共に法務省へ川崎市内に拘置支所を設置するよう要望してきた。今回、日弁連と横浜弁護士会は、前回(2001年12月12日)に申し入れた際、法務省としてJRR貨物の新鶴見操場跡地について検討しているとの話があったことから、その後の進展状況を聞くと共に早急な設置を求めようとした。

2 2003年3月18日午前、法務省を訪問した。日弁連からは、河原昭文副会長、四位直毅対策本部事務局次長、横濱弁護士会から池田忠正会長、古川武志副会長、恵崎和則川崎支部長が参加した。

め、報復が恐ろしくてできない、職員により手続を断念させられた、実効性がないとの訴えが多くなされた。そして、「被拘禁者も人間であることをわかってほしい」「自分たちには何も出来ない。弁護士会は受刑者の人権問題により積極的に取り組んでほしい」との切実な要望が非常に多く寄せられた。弁護士会の今後の具体的な取り組みに、これらの貴重な情報を生かしていかなければならない。

3 3月25日午前、川崎市長に要請した。横浜弁護士会から古川武志副会長、森卓爾理事弁護士、川崎支所設置推進委員会委員長、恵崎和則川崎支部長が参加した。川崎市からは、年度末を控えた市長に代わり、総務部長、企画部長、秘書課長、新鶴見操場跡地の整備問題を担当している新川崎・鹿島田整備事務所長が応じた。

まず、横浜弁護士会から要請の趣旨と過去の数回に亘り要望している経緯について説明をした。人口120万人を超える政令指定都市でありながら、拘置所がないことは異常な事態であること、拘置支所設置は川崎市民にとって必要であること、拘置支所設置については川崎市の協力が不可欠であること等を詳細に説明をした。

川崎市としては、拘置所設置の必要性は理解していること、協力する意思はあることをまず表明した。その上で、新鶴見操場跡地については、未だ土地の利用計画が固まっていないうこと、平成15年度末までには検討委員会で結論を出したいと考えていること等の説明があった。

引き続き協力をお願いして要請を終えた。

4 法務省も川崎市も日弁連と横浜弁護士会の要望を十分に理解しているが、一定の広さの土地を必要とする土地問題が解決を長引かせていることが改めて確認された要請であった。その意味では、引き続き関心を持って運動を続けていくことの必要性を感じた要請であった。

## 会長声明

1 名古屋刑務所において、複数の刑務官が受刑者に暴行を加え、昨年5月に受刑者を死に至らしめ(以下、5月事件という)、同年9月には、受刑者に開腹手術を要する重大な傷害を負わせた(以下、9月事件という)事件が発生した。これらの事件に続いて、去る2月12日、平成13年12月に、刑務官が受刑者に対し、保護房内で臀部に消防用ホースで高圧の水を噴射させ、直腸損傷を惹起させて死亡させたという事件(以下、本事件という)が報道された。

2 今回の刑務官の行為は、何らの法令上の根拠もない行為である。これは、いかなる弁解の余地もない残虐な拷問である。冬季に狭い保護房内でこうした残虐な行為によって生命を奪われた受刑者の屈辱と苦痛は想像するに堪えない。

また、この刑務官の行為については、立ち会っていた複数の刑務官、当時の所長以下の幹部職員もその事実を知っていたはずである。ところが、名古屋刑務所は、その直後から、法務省矯正局に対して、「自傷による死亡事故」である旨の虚偽の報告をしていた。名古屋刑務所の組織的な事実隠蔽体質は、強く批判されなければならない。

さらに、法務省矯正局は、本件が名古屋刑務所から報告された後、特段の調査をすることがなかった。本事件は平成13年12月に発生したのであるから、その時点で適切な対応がなされていれば、5月事件・9月事件の発生は防止できたのである。そして、5月事件・9月事件が発覚した後も、本事件については、「自傷事案であり問題はない」旨の国会答弁をしていた。法務省本省、矯正局の監督責任も問われなければならない。

3 当連合会は、法務省に対し、つぎのことを強く求める。(1) 現在発覚している上記3事件について、独自に調査を遂げ、その結果を速やかに公表すること。(2) これらの事案に関与し、または監督責任を負うべき法務大臣、本省を含む幹部職員に対して厳重な処分を行うこと。(3) 保護房への収容については、その収容要件を抜本的に再検討すること。(4) 革手錠の使用を廃止すること。

なお、当連合会は本年3月上旬、全国の弁護士会において「刑務所・拘置所110番(保護房、革手錠の濫用等に関する実態調査)」を予定しており、その結果を集計し、あらためて受刑者及び未決収容者からの救済申立を取り扱う法務省から独立した人権救済機関を設置することなどを含む行刑の抜本的改善策を提起する所存である。

2003年 2月20日  
日本弁護士連合会  
会長 本林 徹